

## 令和3年度川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について

### 【事業概要】

保育所において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、保育を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を実施していくために必要な経費のほか、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒などの経費等を補助する。

### 【事業の対象期間】

令和3年4月1日 ～ 未定

※終了時期に関しては現在検討中です。

### 【事業内容】

- ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講等）
- ②マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒などの経費等

## 令和3年度川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について

### 【補助基準額】

- ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講等）
- ②マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒などの経費等

補助基準額	一時保育事業なし	一時保育事業あり
定員 59人以下	60万円	90万円
定員 60人以上	75万円	105万円

※一時保育実施施設については、令和3年度における利用者数が一定程度の場合  
※分園については、本園と合わせて上記の金額となります。

## 令和3年度川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について

### 【対象施設の制限】

本補助金の交付にあたり、以下の要件を満たしていることが必要となる。

◎ 次に掲げる例のような対策により、感染症拡大防止の徹底に努めていること

- ・保護者との連絡等におけるICTの活用
- ・保育等の提供に係る遊具の消毒や、子どもが密集する状況を作らない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇上げ
- ・感染症対策計画の策定、職員の体調管理や新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)の活用

◎ 本事業については、保育所等が感染症対策を徹底しつつ、保育の提供等の継続に御尽力いただいている職員の方々に対する支援として、原則、「かかり増し経費」に活用すること。

### 【かかり増し経費とは】

職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などのこと

## 令和3年度川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について

### 【前年度との相違点】

#### <実施に関する事>

##### ・補助金額について

令和3年度新型コロナウイルス感染症対策補助金では、令和元年度、令和2年度の感染症対策補助金の残額分を御利用いただけませんのでご注意ください。

##### ・対象施設の制限について(P3参照)

#### <補助金対象物品に関する事>

##### ・PCR検査について

PCR検査は令和元年度、令和2年度は、対象外としていましたが、令和3年度は「職員の家族が濃厚接触者になるなど、やむを得ず自費で検査を受けることとなった場合等」であれば、その費用を対象とすることが可能となります。

### 【注意事項】

国の方針をふまえながら進めてまいりますので、本市における取扱いの詳細については、改めてお知らせいたします。